

消表対第174号
平成27年2月10日

株式会社三貴
代表取締役 飯田 正己 殿

消費者庁長官 板東 久美子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「プラチナビューティーウォーター」と称する清涼飲料水（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(7) 平成26年2月15日から同月25日までの間、別表1「配布年月日」欄記載の日に同表「日刊新聞紙」欄記載の日刊新聞紙に折り込み、同表「配布地域」欄記載の地域に配布したチラシ（別添1）において、「ガンの原因である活性酸素を除去する“プラチナナノコロイド”配合飲料 プラチナビューティーウォーター」、「プラチナビューティーウォーターは、病気・老化の原因である活性酸素を除去し健康・美容を増進する『プラチナナノコロイド』、脂肪燃焼の働きがある『L-カルニチン』、中性脂肪・コレステロールを低下させる『難消化性デキストリン』が含まれています。」、「ガンなどの病気・老化の原因の80%以上、お肌のシミ・たるみなどは、活性酸素が原因と言われています。」、「プラチナを約2ナノメートル（50万分の1ミリメートル）の大きさにしたプラチナナノコロイドは、活性酸素を除去し、体外に排出されます。」と記載することにより

(4) 平成26年3月11日から同年4月23日までの間、別表2「配布年月日」欄記載の日に同表「日刊新聞紙」欄記載の日刊新聞紙に折り込み、同表「配布地域」欄記載の地域に配布したチラシ（別添2）において、「活性酸素を除去するプラチナナノコロイド配合飲料 プラチナビューティーウォーター」、「全ての病気・老化の原因として、“活性酸素”が深く関わっていると言われています。」、「プラチナは、食品添加物として厚生労働省に認可を受けている成分です。」、「“プラチナナノコロイド”は、プラチ

ナを約2ナノメートル（50万分の1ミリメートル）の大きさにしたもので、活性酸素を除去する働きがあります。」、「プラチナビューティーウォーター」は、谷川岳の湧水に活性酸素を除去する『プラチナナノコロイド』、『L-カルニチン』、『難消化性デキストリン』を配合しています。」等と記載することにより

あたかも、本件商品を摂取することにより、ガン等の疾病及び老化の原因となる活性酸素を除去し、ガン等の疾病及び老化を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく前記(1)記載の表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社三貴（以下「三貴」という。）は、東京都台東区浅草橋五丁目25番10号に本店を置き、宝石、時計、貴金属、食品及び健康食品の販売等を営む事業者である。

(2) 三貴は、本件商品について、自社が運営する「ジュエリーマキ」、「マキアウトレット」、「じゅわいよ・くちゅーるマキ」と称する店舗において、及び通信販売の方法により、一般消費者に販売しているところ、本件商品の表示内容を自ら決定している。

(3)ア 三貴は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 平成26年2月15日から同月25日までの間、別表1「配布年月日」欄記載の日に同表「日刊新聞紙」欄記載の日刊新聞紙に折り込み、同表「配布地域」欄記載の地域に配布したチラシ（別添1）において、「ガンの原因である活性酸素を除去する“プラチナナノコロイド”配合飲料 プラチナビューティーウォーター」、「プラチナビューティーウォーターは、病気・老化の原因である活性酸素を除去し健康・美容を増進する『プラチナナノコロイド』、脂肪燃焼の働きがある『L-カルニチン』、中性脂肪・コレステロールを低下させる『難消化性デキストリン』が含まれています。」、「ガンなどの病気・老化の原因の80%以上、お肌のシミ・たるみなどは、活性酸素が原因と言われています。」、「プラチナを約2ナノメートル（50万分の1ミリメートル）の大きさにしたプラチナナノコロイドは、活性酸素を除去し、体外に排出されます。」と記載することにより

(イ) 平成26年3月11日から同年4月23日までの間、別表2「配布年月日」欄記載の日に同表「日刊新聞紙」欄記載の日刊新聞紙に折り込み、同表「配布地域」欄記載の地域に配布したチラシ（別添2）において、「活性酸素を除去するプラチナナノコロイド配合飲料 プラチナビューティーウォーター」、「全ての病気・老化の原因として、“活

性酸素”が深く関わっていると言われていました。」「プラチナは、食品添加物として厚生労働省に認可を受けている成分です。」「“プラチナナノコロイド”は、プラチナを約2ナノメートル（50万分の1ミリメートル）の大きさにしたもので、活性酸素を除去する働きがあります。」「“プラチナビューティーウォーター”は、谷川岳の湧水に活性酸素を除去する『プラチナナノコロイド』、『L-カルニチン』、『難消化性デキストリン』を配合しています。」等と記載することにより

あたかも、本件商品を摂取することにより、ガン等の疾病及び老化の原因となる活性酸素を除去し、ガン等の疾病及び老化を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第4条第1項第1号に該当する表示か否かを判断するため、同条第2項の規定に基づき、三貴に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、三貴は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、三貴が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第4条第2項の規定により、同条第1項第1号に該当する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申し立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申し立てをすることができる。

（注）行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる

配布年月日	日刊新聞紙	配布地域	配布枚数
平成26年2月15日	朝日新聞	埼玉県	3,000
		千葉県	3,300
		東京都	6,000
		兵庫県	2,000
	河北新報	宮城県	2,000
	読売新聞	茨城県	2,000
		千葉県	4,700
東京都		5,000	
平成26年2月16日	朝日新聞	神奈川県	2,000
		静岡県	2,000
		大阪府	5,000
	岩手日日新聞	岩手県	2,000
	河北新報	宮城県	5,000
	神戸新聞	兵庫県	6,000
	中日新聞	岐阜県	2,000
		愛知県	2,000
	福島民報	福島県	4,000
	毎日新聞	東京都	2,000
		神奈川県	2,500
		静岡県	2,000
	読売新聞	茨城県	2,000
		埼玉県	3,000
		東京都	3,500
神奈川県		6,000	
滋賀県		2,000	
大阪府		5,000	
奈良県		2,000	
平成26年2月17日	中日新聞	愛知県	5,000
		三重県	2,000
平成26年2月18日	朝日新聞	茨城県	2,000
		千葉県	5,000
		東京都	5,500

配布年月日	日刊新聞紙	配布地域	配布枚数
	岩手日報	岩手県	3,000
	河北新報	宮城県	2,000
	読売新聞	埼玉県	3,000
		千葉県	3,000
		東京都	5,500
		長野県	2,000
		兵庫県	2,000
平成26年2月19日	朝日新聞	東京都	1,700
		徳島県	2,000
	岩手日報	岩手県	2,000
	佐賀新聞	佐賀県	2,000
	産経新聞	大阪府	1,700
	山陽新聞	岡山県	2,000
	デーリー東北新聞	青森県	3,000
	東奥日報	青森県	6,000
	長崎新聞	長崎県	5,000
	西日本新聞	福岡県	7,000
		佐賀県	2,000
	北海道新聞	北海道	7,000
	毎日新聞	山口県	3,000
	読売新聞	東京都	2,050
		大阪府	2,900
		山口県	2,000
鹿児島県		7,000	
平成26年2月20日	熊本日日新聞	熊本県	6,000
	北海道新聞	北海道	2,000
	毎日新聞	宮崎県	2,000
平成26年2月21日	朝日新聞	宮城県	4,000
		茨城県	2,000
		埼玉県	6,000
		千葉県	3,000
		東京都	16,500
		神奈川県	6,000

配布年月日	日刊新聞紙	配布地域	配布枚数
		静岡県	4,000
		滋賀県	2,000
		大阪府	5,000
		兵庫県	6,000
		奈良県	2,000
	岩手日報	岩手県	3,500
	産経新聞	大阪府	750
	中日新聞	岐阜県	2,000
		愛知県	7,000
		三重県	2,000
	長野日報	長野県	2,000
	福島民報	福島県	4,000
	毎日新聞	茨城県	2,000
		大阪府	3,000
	読売新聞	岩手県	1,500
		宮城県	3,000
		千葉県	5,000
		神奈川県	4,500
		大阪府	1,250
		兵庫県	2,000
平成26年2月22日	朝日新聞	岩手県	3,600
		茨城県	2,000
		埼玉県	9,750
		千葉県	12,800
		東京都	34,750
		神奈川県	8,200
		静岡県	6,800
		愛知県	2,200
		滋賀県	11,400
		大阪府	29,500
		兵庫県	13,500
		岡山県	3,400
		山口県	8,100

配布年月日	日刊新聞紙	配布地域	配布枚数
		徳島県	4,660
		福岡県	8,050
		佐賀県	900
	岩手日日新聞	岩手県	2,450
	岩手日報	岩手県	7,300
	河北新報	岩手県	500
		宮城県	14,000
	神戸新聞	兵庫県	12,900
	佐賀新聞	佐賀県	8,000
	産経新聞	茨城県	2,000
		滋賀県	3,350
		大阪府	20,850
		奈良県	2,150
	中日新聞	岐阜県	6,000
		愛知県	13,800
		三重県	6,000
	長崎新聞	長崎県	15,000
	西日本新聞	福岡県	16,900
		佐賀県	2,600
	福島民報	福島県	12,000
	毎日新聞	岩手県	650
		埼玉県	3,850
		千葉県	5,850
東京都		6,600	
神奈川県		1,950	
静岡県		4,000	
滋賀県		4,500	
大阪府		22,300	
兵庫県		1,000	
奈良県		2,550	
山口県		8,050	
福岡県		7,850	
佐賀県		1,700	

配布年月日	日刊新聞紙	配布地域	配布枚数
	読売新聞	宮崎県	8,000
		岩手県	3,500
		茨城県	6,000
		埼玉県	21,400
		千葉県	17,350
		東京都	44,850
		神奈川県	18,850
		静岡県	1,200
		滋賀県	6,750
		大阪府	22,750
		兵庫県	14,600
		奈良県	1,300
		岡山県	4,600
		山口県	8,850
		徳島県	3,340
		福岡県	10,200
		佐賀県	2,800
鹿児島県	23,000		
平成26年2月23日	熊本日日新聞	熊本県	24,000
	長野日報	長野県	6,000
	北海道新聞	北海道	51,000
平成26年2月24日	東奥日報	青森県	2,000
	陸奥新報	青森県	4,000
	読売新聞	青森県	3,000
平成26年2月25日	朝日新聞	青森県	2,730
	デーリー東北新聞	青森県	4,000
	東奥日報	青森県	6,000
	陸奥新報	青森県	6,250
	読売新聞	青森県	3,020
合計配布枚数			1,003,950